

佐野市観光PR車車体利用広告審査基準

(一般基準)

第1条 車体利用広告物は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
- (2) 車両運行上の支障となるものでないこと。
- (3) 佐野市の観光資源の周知を目的とするものであること。

(安全上からの禁止事項)

第2条 車体利用広告物はその広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
 - ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物
 - ア 車体側面のデザイン構成が、ストーリー性のある4コマ漫画や映像表示となっているもの
 - イ 車体側面の文字表記が縦書きであるもの
- (3) 車体の排気口をラッピングでふさぐデザインとなっているもの

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。